

6. 消費者へのアドバイス

(1) キャンドルブッシュを含む健康茶には、下剤成分であるセンノシドが含まれており、人によっては激しい下痢を起こす可能性があります

キャンドルブッシュを使用している健康茶には、下剤成分であるセンノシドが含まれており、飲用すると人によっては激しい下痢や腹痛を起こす可能性があります。もし、キャンドルブッシュを含む健康茶を使用する場合は、適量かつ短期間の摂取とし、万が一の下痢などの症状が出た場合はすぐに中止して医師を受診するなど、慎重に行いましょう。

また、医薬品の下剤と同様に、妊婦や授乳中の方、子どもは、使用を控えるようにしましょう。

なお、キャンドルブッシュは食品として扱われているため、含まれるセンノシド量に規格基準等があるわけではありません。従って、飲用の際に健康茶に含まれるセンノシドの量にも大きな幅がある可能性があるため、注意が必要です。

(2) キャンドルブッシュの有無は、原材料表示で確認してください

原材料表示以外ではキャンドルブッシュが配合されているかが分からないものがテスト対象銘柄15銘柄のうち4銘柄ありました。キャンドルブッシュが配合されているものを避けたい場合は、必ず原材料表示を確認してください。なお、今回テストした銘柄では、原材料表示にキャンドルブッシュとカссия・アラタ（カссияアラタ）と表記されているものがありました。いずれも同じものです。その他、ゴールデンキャンドル、ハネセンナ、ゴールドブッシュなどと記載されることがあります。

(3) キャンドルブッシュを含む健康茶のインターネット通信販売では、医薬品でないことやセンナとは異なることを広告に記載している銘柄がありますが、センナの同属植物であり、医薬品成分であるセンノシドが含まれているため、摂取には注意が必要です

キャンドルブッシュを含む健康茶のインターネット通信販売の広告では、「下剤じゃない」等医薬品でないことや「センナとはまったく別の植物です」等センナとは異なることをうたっているものがありますが、キャンドルブッシュはセンナの同属植物であり、医薬品にも使われている下剤成分のセンノシドもセンナと同様に含まれています。摂取した場合には、医薬品同様に下痢や腹痛等の副作用を生じる可能性もありますので、十分な注意が必要です。

また、便秘等の症状が重い場合には、医師を受診する等して、適切な治療を受けるようにしましょう。

7. 事業者への要望

(1) キャンドルブッシュを含む健康茶には、下剤成分であるセンノシド等が含まれることから、下痢になる可能性があります。一度に大量に摂取することは避け、使用する場合には慎重に行う等の注意表示を必ず記載するよう要望します

キャンドルブッシュを含む健康茶には、下剤作用のあるセンノシドが含まれており、飲用すると人によっては激しい下痢や腹痛を起こす可能性があります。商品を使用することで下

痢を起こす可能性があること、一度に大量に摂取することは避け、使用する場合には慎重に行うことなどの注意表示を必ず記載するよう要望します。

(2) キャンドルブッシュを含む健康茶に一日摂取目安量を記載するよう要望します

テストした銘柄のうち8割以上の銘柄では、具体的な一日摂取目安量の記載がありませんでした。厚生労働省が平成17年2月28日に示した「「いわゆる健康食品」の摂取量及び摂取方法等の表示に関する指針について」(食安発第0228001号)によれば、「一日当たりの摂取目安量」は表示すべきであることとされています。また、当該商品群は、下剤成分であるセンノシドを含んでいることから、安全に使用するための一日摂取目安量が必ず記載されるよう要望します。

(3) キャンドルブッシュを含む健康茶のインターネットの広告では作用に関して消費者に誤認を与えられと思われる表現が見られたため、改善するよう要望します

インターネット通信販売サイトにおける広告を調べたところ、商品の表示には記載されていない抽出条件が記載されているものがあり、その中には抽出時間を長くするなど、より濃くいれるためのものも多くあり、「ひどい便秘でお悩みの人」等効果と関連付けるような表現と一緒に記載されている場合もありました。

また、広告の中には「お通じ快便」や「便秘解消」等の効果をイメージさせるような表現も見られました。

その一方で、下剤(医薬品)とは異なる旨の記載も見られましたが、実際には医薬品と同様に下剤成分であるセンノシドが含まれており、作用に関して消費者に誤認を与える可能性があるため、出荷・販売に際しては、広告上のこれらの表現が改善されるような対応を要望します。

8. 行政への要望

(1) キャンドルブッシュを含む健康茶には、下剤成分であるセンノシド等が含まれることから、下痢になる可能性があります。一度に大量に摂取することは避け、使用する場合には慎重に行う等の注意表示が記載されるよう指導等要望します

キャンドルブッシュを含む健康茶には、下剤作用のあるセンノシドが含まれており、飲むと人によっては激しい下痢や腹痛を起こす可能性があります。「いわゆる健康食品」の摂取量及び摂取方法の表示に係る指針に基づき、商品を使用することで下痢を起こす可能性があること、一度に大量に摂取することは避け、使用する場合には慎重に行うことなどの注意表示が記載されるよう指導等要望します。

(2) キャンドルブッシュを使用している健康茶に一日摂取目安量が記載されるよう指導等要望します

テストした銘柄のうち8割以上の銘柄では、具体的な一日摂取目安量の記載がありませんでした。当該商品群は、下剤成分であるセンノシドを含んでいることから、「いわゆる健康食品」

の摂取量及び摂取方法の表示に係る指針に基づき、安全に使用するための一日摂取目安量が記載されるよう、指導等要望します。

**(3) キャンドルブッシュを含む健康茶のインターネットの広告について薬事法に抵触するおそれがある表現が見られたため、薬事法に照らし合わせて問題がある場合には、事業者
者に指導を行うよう要望します**

テスト対象銘柄を販売するインターネット通信販売サイト上の広告を調べたところ、「お通じ快便」、「便秘解消」等、薬事法に抵触するおそれのある、医薬品的効果をイメージさせるような表現が見られましたので、薬事法に照らし合わせて問題のある表現が見られた場合には、適切な事業者指導を行うよう要望します。

**(4) キャンドルブッシュ（ハネセンナ）の取扱いについて、食薬区分の見直しも含め、検討
するよう要望します**

市販のキャンドルブッシュを含む健康茶を調査した結果、カップ1杯で10mgを超える量のセンノシドを摂取してしまう可能性のある銘柄がありました。これは、指定第2類医薬品である生薬センナの煎じ薬を服用した際に摂取する量に近い数値でありながら、過剰摂取に関する注意表示がない銘柄も多く、センノシドを容易に過剰摂取してしまう可能性がありました。現在キャンドルブッシュ（ハネセンナ）は、食薬区分では「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品とは判断しない成分本質（原材料）」となっており、食品には制限なく使用できますが、この区分の見直しも含め、リスクの評価や取扱いについて検討するよう要望します。

○ 要望先

消費者庁 食品表示企画課

厚生労働省 医薬食品局 監視指導・麻薬対策課

○ 情報提供先

消費者庁 消費者安全課

消費者庁 表示対策課

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 基準審査課 新開発食品保健対策室

消費者委員会事務局

内閣府 食品安全委員会 事務局

公益社団法人 日本通信販売協会

日本チェーンドラッグストア協会

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165

9. テスト方法

(1) センノシドの量

各銘柄に表示されていた、カップで飲む場合のお召し上がり方を参考に抽出した液中のセンノシドA及びBの量を液体クロマトグラフ-質量分析法 (LC/MS/MS法) により分析し、その総量を記載しました。(定量下限は1 μ g/g)

〈LC/MS/MS法分析条件〉

カラム : Inertsil ODS-2 ϕ 2.1mm \times 150mm (粒子径5 μ m)

移動相 : 水、アセトニトリル、メタノール及び酢酸の混液 カラム温度 : 35 $^{\circ}$ C

流速:0.2ml/分 イオン化法 : エレクトロスプレー (負イオン検出モード)

参考資料 1 キャンドルブッシュについて

独立行政法人 国立健康・栄養研究所 「健康食品」の安全性・有効性情報

「センナ」とその類似植物について より抜粋

(<http://hfnet.nih.go.jp/contents/detail1283.html>)

3. 使用に当たっての注意

センナが含まれる健康茶やいわゆる健康食品には、食品に使用できる茎の部分が入っていると考えられます。しかし、センナの茎（形態学的には1年枝の部位）にも、小葉の薬効成分と同様のセンノシドA,Bが含まれています。また、センナの類似植物であるゴールデンキャンドルの小葉・葉軸・茎・花などにも、センノシドA,Bが含有されていることが報告されています。

したがって、食薬区分では「非医薬品」に該当する部位や植物であっても、瀉下作用があるセンノシドA,Bが含まれていれば、その摂取量や摂取した人の感受性などにより、ひどい腹痛や下痢などの有害事象の原因となる可能性が否定できません。もし、センナやゴールデンキャンドルなどを含む食品を使用する場合は、適量かつ短期間の摂取とし、万が一下痢などの症状が出た場合は直ぐに中止するなど、慎重に対応することが賢明といえそうです。

ハネセンナ、ゴールデンキャンドル、ゴールドブッシュ より抜粋

(<http://hfnet.nih.go.jp/contents/detail1398.html>)

名称

ハネセンナ、ゴールデンキャンドル、ゴールドブッシュ [英]Candle bush [学名]Cassia alata, Senna alata マメ科

概要

南アメリカ原産の低木で、約3mに成長する。葉は幅広の楕円形で、葉軸から左右に6～12対並ぶ。葉の長さは約15cm、幅は8cm。花は鮮やかな黄色で丸みを帯び、5枚の花弁からなる。柄のある多数の花が花軸に総状につく。果実は熟すと暗褐色になる豆果である。俗に「便秘によい」「ダイエットによい」などといわれているが、ヒトでの有効性・安全性については、十分なデータが見当たらない。

法規・制度

全草が「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）」に該当する。

主な成分・性質

- ・ 葉にはアデニン、kaempferol 3-gentiobioside、アルカロイド (cassiaindoline) を含む。kaempferol 3-O-gentiobioside含有量は、成熟した葉で2.0～5.0%、幼葉で1.0～4.0%。種子には含まれない。
- ・ センノシドAとセンノシドBは全部位で検出されたが葉と根に多く、アントラキノン類ではAloe-emodinが小葉と茎と根、Rheinが全部位、Emodinは花茎や茎と根、Chrysophanolは茎と根、Physcionは茎と根で検出されたという報告がある。
- ・ 根にはフェノール合成物、アントラキノン類、フラボノイド類を含む。
- ・ 種子にはフラボノイドグリコシドを含む。

「いわゆる健康食品」の摂取量及び摂取方法等の表示に関する指針

(平成17年2月28日 食安発第0228001号 別添より抜粋)

2 表示事項

「いわゆる健康食品」は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の法令で表示することが定められている事項の他、次に掲げる事項を表示すべきであること。

(1) 一日当たりの摂取目安量

当該食品が含有する成分に応じ、安全性試験データ、通常の食生活における当該食品の摂取量等科学的根拠に基づき設定すること。安全性試験データを根拠に設定する場合は、当該食品が含有する成分と同一の成分が他の食品によっても摂取され許容量を超えることがないよう、また、摂取者の個人差等を考慮した十分な安全率を見込むこと。

なお、当該成分が経口摂取の医薬品として用いられることがあるものについては、原則として医薬品として用いられる量を超えないように設定すること。

(2) 通常の形態及び方法によって摂取されないものにあつては、摂取の方法当該食品の形状、成分、消化吸収性等の食品特性を考慮し、適切な方法を表示すること。

(3) 摂取をする上での注意事項

過剰摂取等による健康被害の発生が知られているもの又はそのおそれがあるものは、その旨を表示すること。ただし、「過剰に摂取することにより健康に障害を与えることがあります、一過性ですので心配はありません」等の表示はしないこと。

また、医薬品等との相互作用や特定の疾患がある人への注意が必要なものについては、その旨を表示すること。

(4) バランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言

バランスの取れた食生活に関する普及啓発を図るため、「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」と表示すること。